



## 一、相关新法令、新政策

### I 外商投资产业指导目录（2007年修订）

- 【发布单位】国家发展和改革委员会、商务部  
【发布文号】国家发展和改革委员会、商务部令 第 57 号  
【发布日期】2007-10-31  
【实施日期】2007-12-01
- 【提 示】自该目录实施之日起，《外商投资产业指导目录（2004年修订）》同时废止。该目录的修订主要涉及五方面内容：
- n 一是坚持扩大对外开放，促进产业结构升级。制造业领域，进一步鼓励外商投资中国高新技术产业、装备制造业、新材料制造等产业。服务业领域，该目录在全面落实中国加入世贸组织承诺的同时，积极稳妥扩大开放，增加“承接服务外包”、“现代物流”等鼓励类内容，并减少原限制类和禁止类条目。同时，对一些国内已经掌握成熟技术、具备较强生产能力的传统制造业不再鼓励外商投资，明确《产业结构调整指导目录》限制类条目适用于外商投资项目。
  - n 二是节约资源、保护环境。鼓励外商投资发展循环经济、清洁生产、可再生能源和生态环境保护，鼓励外商投资资源综合利用，该目录新增了相关鼓励类条目。对中国稀缺或不可再生的重要矿产资源不再鼓励外商投资。一些不可再生的重要矿产资源不再允许外商投资勘查开采，限制或禁止高物耗、高能耗、高污染外资项目准入。
  - n 三是调整单纯鼓励出口的导向政策。针对中国贸易顺差过大、外汇储备快速增加等新形势，不再继续实施单纯鼓励出口的导向政策。
  - n 四是促进区域协调发展。配合西部大开发、中部崛起、振兴东北等老工业基地战略，此次修订，在鼓励外商投资产业目录中不再列入仅“限于中西部地区”的条目。凡属于需鼓励外商投资的中西部地区和东北老工业基地的优势产业和特色产业，在下一步修订《中西部地区外商投资优势产业指导目录》时统筹考虑列入。
  - n 五是维护国家经济安全。对部分涉及国家经济安全的战略性和敏感性行业，持谨慎开放的

## 一、関連する新法令、新政策

### I 外商投資産業指導目録(2007年改正)

- 【発布機関】国家発展改革委員会、商務部  
【発布番号】国家発展改革委員会、商務部令 第 57 号  
【発布日】2007-10-31  
【施行日】2007-12-01
- 【コメント】本目録の施行日より、「外商投資産業指導目録(2004年改正)」は同時に廃止される。本目録は、主に次の5つの方面で改正されている。
- n 1. 引き続き対外的開放を拡大し、産業構造のグレードアップを促すこと。製造業分野では、外国投資家が中国のハイテク産業、設備製造業、新材料製造などの産業に投資することを更に奨励する。サービス業分野では、本目録が中国のWTO加盟時の公約を全面的に実現させると同時に、積極的かつ穏便に開放を拡大し、「アウトソーシングサービス」、「近代化された物流」といった奨励類の内容を追加し、もとの制限類および禁止類の項目を減らしている。また、国内ですでに成熟した技術を掌握した、高い生産能力を有する一部の伝統製造業に対しては、外国投資家の投資を奨励せず、「産業構造調整指導目録」の制限類項目を外商投資項目に適用することを明確にしている。
  - n 2. 資源を節約し、環境を保全すること。外国投資家が循環経済、クリーン生産、リサイクル可能エネルギーおよび生態環境保全を進展させるための投資を行うことを奨励し、外国投資家が資源総合利用に投資することを奨励するため、本目録では関係する奨励項目を追加している。中国で不足する又は再生できない重要な鉱物資源については外国投資家による投資を奨励しないとする。再生できない一部の重要な鉱物資源については、外国投資家による実地調査採掘を認めず、物資やエネルギーの消耗が激しく、汚染度が高い外資プロジェクトの参入を制限又は禁止する。
  - n 3. 単純な輸出奨励のガイドラインを見直すこと。中国貿易の黒字が大きすぎ、外貨準備高が急速に増加するという新たな情勢に焦点を合わせ、単純な輸出奨励のガイドラインを今後は奨励しないとする。
  - n 4. 地域の調和のとれた発展を促すこと。西部地域の大開発、中部地域の勃興、東北地域等の昔からの工業拠点を振興するという戦略と合わせ、この度の改正では、奨励する外商投

态度，适当调整相关条目，统筹国内发展和对外开放。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/t20071107\\_171058.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/t20071107_171058.htm)

資産業目録の中に「中西部地域に限る」という項目は書き入れなかった。外国投資加の投資を奨励する必要がある中西部地域および東北の昔からの工業拠点の優位にある産業および特色ある産業はすべて、「中西部地域外商投資優勢産業指導目録」を次に改正する際に統一して計画案配されることになる。

- n 5. 国の経済の安全を守ること。国の経済の安全に関わる戦略的およびセンシティブな一部の業種については、慎重に開放するという姿勢で、関係項目を適切に見直し、国内の発展と対外的開放を統一して計画案配する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/t20071107\\_171058.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/t20071107_171058.htm)

I 关于贯彻执行《上海市企业欠薪保障金筹集和垫付的若干规定》的实施意见（试行）

【发布单位】上海市劳动和社会保障局

【发布文号】沪劳保关发（2007）51号

【发布日期】2007-09-27

【实施日期】2007-10-01

【提示】根据该实施意见，上海市范围内的企业和领取营业执照的企业分支机构（建筑施工企业除外），应当每年向上海市社会保险事业基金结算管理中心缴纳一次欠薪保障费（缴费的具体数额，为上海市公布的月最低工资标准的数额；并可适当调整）。符合法定条件的情况下，被欠薪的劳动者可以向劳动和社会保障部门申请先行垫付欠薪（含工资、经济补偿金等）。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于贯彻执行《上海市企业欠薪保障金筹集和垫付的若干规定》的实施意见（试行）

[http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200711/t20071106\\_1041212.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200711/t20071106_1041212.shtml)

上海市企业欠薪保障金筹集和垫付的若干规定

[http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/szfzq/200709/t20070921\\_1030029.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/szfzq/200709/t20070921_1030029.shtml)

I 「上海市企業未払給与保証金の工面および立替に関する若干の規定」を貫徹して執行することについての施行意見（试行）

【発布機関】上海市労働と社会保障局

【発布番号】滬勞保関発〔2007〕51号

【発布日】2007-09-27

【施行日】2007-10-01

【コメント】本施行意見によると、上海市の範囲内の企業および営業許可証を受領する企業の分支機構（建築施工企業を除く）は、毎年上海市社会保険事業基金決済管理センターに対し、未払給与保証金を一括して納付しなければならない。（納付する具体的金額は、上海市が公布する一ヶ月の最低給与基準の金額とするが、これは適切に調整可能である。）法で定める条件に適合した場合、給与が支払われていない労働者は労働と社会保障部門に対し未払給与（給与、経済補償金等を含む）の立替を申請できる。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。

「上海市企業未払給与保証金の工面および立替に関する若干の規定」を貫徹して執行することについての施行意見（试行）

[http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200711/t20071106\\_1041212.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200711/t20071106_1041212.shtml)

上海市企業未払給与保証金の工面および立替に関する若干の規定

[http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/szfzq/200709/t20070921\\_1030029.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/szfzq/200709/t20070921_1030029.shtml)

### I 《外商投资民用航空业规定》的补充规定(三)

【发布单位】民用航空总局、商务部、国家发展和改革委员会

【发布文号】民用航空总局、商务部、国家发展和改革委员会令 第 189 号

【发布日期】2007-10-12

【实施日期】2008-01-01

【提 示】根据该补充规定,符合条件的中国香港、中国澳门服务提供者可以在中国内地,与中国内地的计算机订座系统服务提供者成立合资企业,中国内地的服务提供者应在合资企业中控股。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=374588&pdmc=110116>

### I 「外商投資民用航空業規定」の補充規定(三)

【発布機関】民用航空総局、商務部、国家発展改革委員会

【発布番号】民用航空総局、商務部、国家発展改革委員会令 第 189 号

【発布日】2007-10-12

【施行日】2008-01-01

【コメント】本補充規定によると、条件に適合する中国香港、中国マカオの役務提供者は中国内地にて、中国内地のコンピューターの座席予約システム役務提供者と合弁企業を設立することができるが、中国内地の役務提供者は合弁企業の中でマジョリティーをとらなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=374588&pdmc=110116>

### I 建筑业企业资质管理规定实施意见

【发布单位】建设部

【发布文号】建市〔2007〕241 号

【发布日期】2007-10-18

【实施日期】2007-10-18

【法令全文】请点击以下网址查看:

[http://www.cin.gov.cn/zcfg/iswj/jzsc/200711/t20071106\\_131761.htm](http://www.cin.gov.cn/zcfg/iswj/jzsc/200711/t20071106_131761.htm)

### I 建築企業資格管理規定施行意見

【発布機関】建設部

【発布番号】建市〔2007〕241 号

【発布日】2007-10-18

【施行日】2007-10-18

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.cin.gov.cn/zcfg/iswj/jzsc/200711/t20071106\\_131761.htm](http://www.cin.gov.cn/zcfg/iswj/jzsc/200711/t20071106_131761.htm)

### I 关于执行〈中华人民共和国刑法〉确定罪名的补充规定(三)》

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院

【发布日期】2007-10-25

【实施日期】2007-11-06

【提 示】该补充规定新增和调整了刑法的部分罪名。其中,新增虚假破产罪、窃取、收买、非法提供信用卡信息罪等 14 个罪名;调整非国家工作人员受贿罪、对非国家工作人员行贿罪、违规披露、不披露重要信息罪等 8 个罪名。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=374408&pdmc=110116>

### I 「中華人民共和國刑法」を執行し罪名を確定することについての補充規定(三)

【発布機関】最高人民法院、最高人民検察院

【発布日】2007-10-25

【施行日】2007-11-06

【コメント】本補充規定では、刑法の一部の罪名を新たなる追加見直しを行っている。そのうち、偽装破産罪、クレジットカード情報を盗み取る、買収する、不法に提供する罪等の 14 の罪名が新たに追加され、また非国家作業員の収賄罪、非国家作業員に対する贈賄罪、重要情報を不法に規則に違反して開示したり、開示しない罪等の 8 つの罪名が調整されている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=374408&pdmc=110116>

I [关于转发《关于发布<本市推进出口加工区拓展保税物流功能及开展研发、检测、维修业务试点意见>的通知》的通知](#)

【发布单位】上海市国家税务局

【发布文号】沪国税进〔2007〕41号

【发布日期】2007-10-28

【提 示】该通知从市场准入、海关监管、检验检疫、税收管理、外汇管理等方面，对上海市的出口加工区企业拓展保税物流功能试点，及开展研发、检测、维修业务试点进行了规定。根据该通知，出口加工区内企业可开展保税物流、研发、高科技含量和高附加值产品的检测以及国产出口货物的售后维修业务等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/jkss/useobject7ai28067.html>

I [『上海市が輸出加工区の保税物流機能を広く開拓し、研究開発、検査測定、補修業務を繰り広げることを奨励するための施行意見』を公布することについての通知』を配布することに関する通知](#)

【発布機関】上海市国家税务局

【発布番号】滬国税進〔2007〕41号

【発布日】2007-10-28

【コメント】本通知は、市場参入、税関の監督管理、検査検疫、租税管理、外国為替管理等の方面から、上海市の輸出加工区企業に対し、保税物流機能を試行させ、研究開発や測定試験、補修業務を試行することについて規定を設けている。本通知によると、輸出加工区内の企業は、保税物流、研究開発、ハイテク化の進んだ、付加価値の高い製品の検査測定および国産の輸出貨物のアフターメンテナンス業務等を実施することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/jkss/useobject7ai28067.html>

I [关于废止部分海关规章的决定](#)

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署令 第 167 号

【发布日期】2007-11-02

【提 示】该决定废止了包括《中华人民共和国海关对经济技术开发区进出境货物的管理规定》、《中华人民共和国海关对沿海开放地区进出境货物的管理规定》在内的 16 件海关规章。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXLK&id=374415&pdm=110116>

I [一部の税関規則を廃止することについての決定](#)

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署令 第 167 号

【発布日】2007-11-02

【コメント】本決定では、「中華人民共和国税関の経済技術開発区の入出境貨物に対する管理規定」、「中華人民共和国税関の沿海開放地区の入出境貨物に対する管理規定」を含めた 16 の税関規則が廃止された。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXLK&id=374415&pdm=110116>

I [就业服务与就业管理规定](#)

【发布单位】劳动和社会保障部

【发布文号】劳动和社会保障部令 第 28 号

【发布日期】2007-11-05

【实施日期】2008-01-01

【提 示】根据该规定：

- n 用人单位在招用人员时，除国家规定的不适合妇女从事的工种或者岗位外，不得以性别为由拒绝录用妇女或者提高对妇女的录用标准。用人单位录用女职工，不得在劳动合同中规定限制女职工结婚、生育的内容。
- n 用人单位招用人员，不得以是传染病病原携带者为由拒绝录用。但是，经医学鉴定传染病病原携带者在治愈前或者排除传染嫌疑前，不得从事法律、行政法规和国务院卫生行政部门规定禁

I [就業サービスおよび就業管理規定](#)

【発布機関】労働社会保障部

【発布番号】労働社会保障部令 第 28 号

【発布日】2007-11-05

【施行日】2008-01-01

【コメント】本規定によれば次の通りである。

- n 雇用主が人員を募集する際、国が女子の就業を適切でないとする職種又は職位を除き、性別を理由に女子の採用を拒絶したり、又は女子の採用基準を引上げてはならない。雇用主が女子従業員を採用する場合、労働契約の中に女子従業員の結婚、出産を制限する内容を規定してはならない。
- n 雇用主が人員を募集する際、伝染病の病原体キャリアであることを理由に採用を拒絶してはならない。ただし、医学鑑定を通じて伝染病の病原

- 止从事的易使传染病扩散的工作。
- n 用人单位招用人员，除国家法律、行政法规和国务院卫生行政部门规定禁止乙肝病原携带者从事的工作外，不得强行将乙肝病毒血清学指标作为体检标准。
- n 用人单位招用外国人的岗位必须是有特殊技能要求、国内暂无适当人选的岗位，并且不违反国家有关规定。
- n 用人单位招用劳动者、以及与劳动者终止或者解除劳动关系，应当到当地公共就业服务机构备案，为劳动者办理就业登记手续。用人单位招用劳动者后，应当于录用之日起 30 日内办理登记手续；用人单位与劳动者终止或者解除劳动关系后，应当于 15 日内办理登记手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.molss.gov.cn/gb/zxwj/2007-11/07/content\\_208512.htm](http://www.molss.gov.cn/gb/zxwj/2007-11/07/content_208512.htm)

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

### I 《平板电视机售后服务实施意见》发布

近日，中国电子视像行业协会发布了《平板电视机售后服务实施意见》。该意见属于行业自律性产品售后服务实施意见，将自 2007 年 12 月 01 日起实施。

该意见主要依据 1995 年的《部分商品修理更换退货责任规定》的相关规定，并考虑到平板电视机的特点制订而成，主要内容包括：

- n 等离子电视机整机包修 1 年，主要部件（显示光屏等）包修两年；
- n 液晶电视机整机包修 1 年，主要部件（显示光屏等）包修两年；

体キャリアが治癒前又は伝染病の疑いを排除する前は、法律、行政法規および國務院衛生行政部門の規定で従事することを禁止されている伝染病が拡散しやすい業務に従事してはならない。

- n 雇用主が人員を募集する際、国の法律、行政法規および國務院衛生行政部門の規定で B 型肝炎の病原体キャリアが従事することが禁止されている業務のほか、B 型肝炎のウイルス血清学指数を健康診断の基準として強行してはならない。
- n 雇用主が外国人を募集する職位は必ず特殊技能の要求があり、国内では今のところ適切な人選がない職位でなければならず、また国の関係規定に違反してはならない。
- n 雇用主が労働者を募集したり、また労働者と労働関係を中止したり解除する場合、当地の公共の就業サービス機関に届出をし、労働者のための就業登記手続を行わなければならない。雇用主が労働者を採用した後、採用した日から 30 日以内に登記手続を行わなければならない。雇用主が労働者と労働関係を中止したり解除してからは 15 日以内に登記手続を行わなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.molss.gov.cn/gb/zxwj/2007-11/07/content\\_208512.htm](http://www.molss.gov.cn/gb/zxwj/2007-11/07/content_208512.htm)

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関連する新着情報

### I 「フラットテレビアフターサービス実施意見」の公布

先日、中国電子映像業協会が「フラットテレビアフターサービス実施意見」を公布した。本意見は業界の自律的な製品のアフターサービス実施意見であり、2007 年 12 月 1 日より施行される。

本意見は主に 1995 年の「一部の商品の修理交換返品責任の規定」の関係規定をもとに、フラットテレビの特徴を考慮して制定されたものであり、主に次の内容が含まれる。

- n プラズマテレビ本体の修理保証期間は 1 年間、主な部品（ディスプレイ光パネル等）の修理保証期間は 2 年間とする。

- n 等离子和液晶电视机产品质量出现问题时，7天之内包退；15天之内包换；
- n 等等。

(摘自 2007 年 10 月 16 日中国电子视像行业协会网站)

- n 液晶テレビ本体の修理保証期間は 1 年間、主な部品(ディスプレイ光パネル等)の修理保証期間は 2 年間とする。
- n プラズマおよび液晶テレビの製品の品質に問題が生じた場合、7 日以内であれば返品を保証し、15 日以内であれば交換を保証する。
- n その他。

(2007 年 10 月 16 日付の中国電子映像業協会ウェブサイトより抜粋)

### I 《职工带薪年休假规定(草案)(征求意见稿)》发布

日前，国务院公布《职工带薪年休假规定(草案)(征求意见稿)》，向社会各界征求意见。该征求意见稿的主要内容包括：

适用范围	- 机关、团体、企业、事业单位、民办非企业单位、个体工商户的职工在同一单位连续工作 1 年以上的，享受带薪年休假。
带薪年休假天数	- 职工累计工作已满 1 年不满 10 年的，年休假为 5 天； - 已满 10 年不满 20 年的，年休假为 10 天； - 已满 20 年的，年休假为 15 天。 - 法定休假日、休息日不计入年带薪年休假假期。
带薪年休假与寒暑假、探亲假	- 职工依法享受寒暑假或者探亲假的，带薪年休假假期冲抵寒暑假、探亲假期。
未休带薪年休假的补偿	- 单位确因工作需要不能按照规定安排职工休带薪年休假的，除应当支付职工正常工资福利待遇外，还应当每日按照该职工的日工资标准给予补偿。

查看《国务院法制办公室关于公布〈职工带薪年休假规定(草案)(征求意见稿)〉公开征求意见的通知》全文，请点击以下网址：  
[http://www.gov.cn/jrzq/2007-11/05/content\\_796428.htm](http://www.gov.cn/jrzq/2007-11/05/content_796428.htm)

(摘自 2007 年 11 月 05 日中国政府网)

### I 「従業員の有給年次休暇規定(草案)(意見募集案)」の公布

先頃、国務院は「従業員の有給年次休暇規定(草案)(意見募集案)」を公布し、社会一般の意見を募集している。本意見募集案に含まれる主な内容は次の通りである。

適用範囲	- 官公庁、団体、企業、事業組織、民営非企業組織、個人経営組織の従業員が同一の組織で継続して 1 年以上勤務した場合、有給年次休暇をとることができる。
有給年次休暇日数	- 従業員が累計勤務日数が 1 年以上 10 年未満の場合、年次休暇は 5 日間とする。 - 満 10 年以上 20 年未満の場合、年次休暇は 10 日間とする。 - 満 20 年以上の場合、年次休暇は 15 日間とする。 - 法定休暇、週休日は有給年次休暇期間に計上しない。
有給年次休暇と冬休み夏休み、親族訪問休暇	- 従業員が法に基づき冬休み夏休み又は親族訪問休暇をとる場合、有給年次休暇期間は冬休み夏休み、親族訪問休暇期間と相殺する。
有給年次休暇を消化しなかった場合の補償	- 組織が業務上の必要から規定通りに従業員の有給年度休暇を手配できない場合、従業員に対し正常な給与や複利待遇を支給するほか、1 日あたりの当該従業員の日給基準にて補償を与える。

『「従業員の有給年次休暇規定(草案)(意見募集案)」公布し、一般から意見を募集することについての国務院法制弁公室による通知』の全文をご覧ください。  
[http://www.gov.cn/jrzq/2007-11/05/content\\_796428.htm](http://www.gov.cn/jrzq/2007-11/05/content_796428.htm)

(2007 年 11 月 5 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋)

## I 中国将调整现行的法定节假日安排

为使法定休假日天数与经济社会发展阶段相适应,弘扬中国民族传统文化,减少对经济社会运行的影响和冲击,体现社会公平,中国将调整现行的法定节假日安排,目前,法定节假日的调整方案已基本形成。调整的主要内容包括:

- n 法定节假日总天数增加 1 天,即由目前的 10 天增加到 11 天;
- n 法定节假日时间安排进行调整:元旦放假 1 天不变;春节放假 3 天不变,但放假起始时间由农历年正月初一调整为除夕;“五一”国际劳动节由 3 天调整为 1 天,减少 2 天;“十一”国庆节放假 3 天不变;清明、端午、中秋增设为法定节假,各放假 1 天。
- n 允许周末上移下错,与法定节假形成连休。

(摘自 2007 年 11 月 09 日国家发展和改革委员会网站)

## I 国家环保总局将在重点地区和行业开展战略环境影响评价试点

为解决环境安全问题,国家环保总局将在中国重点地区和行业开展战略环境影响评价试点工作。试点地区包括黄河中下游能源富集地区、海西经济区、北部湾经济区、环渤海经济圈、成渝经济区等重点地区,以及钢铁、石化、电力、造纸和煤化工等重点行业。

(摘自 2007 年 11 月 05 日中国人大网)

## I 《劳动合同法》实施细则、司法解释将于近期出台

据劳动和社会保障部法制司司长等透露,《劳动合同法》实施细则的初稿已经制订完毕,目前正在征求意见,将于 2007 年 11 月或 2007 年 12 月出台。此外,最高人民法院对《劳动合同法》的司法解释也将于近期出台。

据了解,《劳动合同法》的实施细则或司法解释,将对辞职后再签约的间隔期进行规定。即,劳动者与用人单位解约后一定期限内,再与该用人单位签约的,视为连续工作。

(摘自 2007 年 11 月 06 日《北京晨报》)

## I 中国は現行の法定祝祭日を見直すもようである

法定祝祭日の日数を経済社会の発展段階の歩調にあわせ、中国の民族伝統文化を発揚し、経済社会の運行への影響と衝突を減らし、社会の公平性を体现するため、中国は現行の法定祝祭日を見直す予定であり、現時点で、法定祝祭日の見直方案はほぼ出来上がっている。見直しが行われた主な内容は次の通りである。

- n 法定祝祭日の総日数は 1 日増え、現在の 10 日から 11 日になる。
- n 法定祝祭日の時間上の手配の見直しが行われる。具体的には、元旦の 1 日の休暇は変わらず、春節の 3 日間の休暇も変わらないが休暇開始日は現在の旧暦の一月一日から大晦日へと調整される。「労働節」の休暇は現在の 3 日間から 1 日へと調整されるため、2 日短縮される。「国慶節」の休暇は現在の 3 日間と変わらない。清明節、端午節、中秋節にそれぞれ法定祝祭日が設定され、それぞれ 1 日休みとなる。
- n 前後の土曜日と日曜日で休みを振り替えて、法定祝祭日と連休になるよう調整してもよい。

(2007 年 11 月 9 日付国家発展改革委員会ウェブサイトより抜粋)

## I 国家環境保護総局は重点地域および業界にて戦略的環境アセスメントを施行するもようである

環境の安全性の問題を解決するため、国家環境保護総局は中国の重点地域および業界にて戦略的環境アセスメント試行作業を実施する。試行地域には黄河中下流域のエネルギーが豊かで集中している地域、海西経済区域、北部湾経済区域、環渤海経済圏、成渝经济区等の重点地域、および鋼鉄、石油化学、電力、製紙および石炭化学工業等の重点業種が含まれる。

(2007 年 11 月 5 日付中国人大ウェブサイトより抜粋)

## I 「労働契約法」実施細則、司法解释がまもなく公布される

労働と社会保障部法制司の司长等が明らかにしたところによると、「労働契約法」の実施細則の初稿の制定がすでに完了し、現在は意見を募っており、2007 年 11 月又は 2007 年 12 月に公布されるとのことである。このほか、最高人民法院による「労働契約法」の司法解释も近日中に公布されるもようである。

情報筋によれば、「労働契約法」の実施細則又は司法解释は、辞職後の再契約の間隔について規定が設けられており、労働者と雇用主が解約した後の一定期間内に再び当該雇用主と契約を交わした場合は、継続して勤務したものとみなされる。

(2007 年 11 月 6 日付の「北京晨报」より抜粋)



## I 关于商品上“质量相关内容”的虚假表示行为的简要分析

2007年10月17日，国家工商行政管理总局发布了《关于对〈反不正当竞争法〉第五条第（四）项所列举的行为之外的虚假表示行为如何定性处理问题的答复》（工商公字〔2007〕220号；以下简称“《答复》”），《答复》明确规定，“经营者在商品上对商品的安全标准、使用性能、用途、规格、等级、主要成份和含量、生产日期、有效期限、保质期等与商品质量相关的内容作虚假表示的，误导公众，扰乱市场竞争秩序，违反了《反不正当竞争法》第五条第（四）项的规定，构成虚假表示行为，工商行政管理机关可以依照《反不正当竞争法》第二十一条的规定予以处罚。”

律师认为，《答复》很可能成为将来工商部门处罚虚假表示行为的重要依据。以下，律师仅就该问题作简要分析。

### 一、关于虚假表示与虚假宣传

在理论和实务中，在“商品上”对安全标准、使用性能、用途、规格、等级、主要成份和含量、生产日期、有效期限、保质期等（以下称“质量相关内容”）作虚假表示，究竟属于《反不正当竞争法》第五条第（四）项还是第九条规定的情形，一直以来存在争议。

《反不正当竞争法》第五条前三项禁止的都是典型的、与其他商品混淆的“市场混同行为”，而第（四）项规定的则是“在商品上伪造或者冒用认证标志、名优标志等质量标志，伪造产地，对商品质量作引人误解的虚假表示”，这与第九条规定的“经营者不得利用广告或者其他方法，对商品的质量、制作成分、性能、用途、生产者、有效期限、产地等作引人误解的虚假宣传”在逻辑上近似。

上述条款安排引起了一定混乱。对此有两种不同观点：

- n 第一种观点认为，第九条规定的是通过广告进行的虚假宣传，第五条第（四）项规定的是在商品上进行的虚假表示。因此，商品上的“质量相关内容”应该属于第五条第（四）项的情形。
- n 第二种观点认为，第五条第（四）项适用于伪造或者冒用认证标志、名优标志，伪造产地的情况，而第九条除了广告还规定了“其他方法”，“其他方法”包括在“商品上”进行虚假宣传。

从《答复》的规定来看，国家工商行政管理总局对这个问题的结论是，“商品上”的“质量相关内容”表示不实的，属于虚假表示，而非虚假宣传，即，采取上述第一种观点。

根据《反不正当竞争法》第二十四条，虚假宣传的法律责任是“责令停止违法行为，消除影响，可以根据情节处以一万元以上二十万元以下的罚款”，即，最高的处罚是二十万元罚款；而根据《反

## I 商品上「品質に関わる内容」の偽装表示行為についての簡潔な分析

2007年10月17日、国家工商行政管理総局は『「不正競争防止法」第五条第四号に列挙した行為以外の偽装表示行為に対し如何に処理するかという質問への回答』（工商公字〔2007〕220号；以下「回答」という）を公布したが、「回答」では「事業者が商品上に商品の安全基準、使用上の性能、用途、規格、等級、主要成分および含有量、製造年月日、有効期限、品質保証期間など商品の品質と関係のある内容について偽装表示を行い、一般大衆に誤解を与え、市場競争の秩序を乱し、「不正競争防止法」第五条第四号の規定に違反した場合、偽装表示行為を構成し、工商行政管理機関は「不正競争防止法」第二十一条の規定に基づき処罰を科すことができる」と明確に定められている。

「回答」は将来工商部門が偽装表示行為を処罰する際の重要な根拠となるであろうと筆者は考える。以下、筆者は本件について簡潔な分析を行う。

### 一、偽装表示と偽装宣伝について

理論と実務の中で、「商品上」の安全基準、使用上の性能、用途、規格、等級、主要成分および含有量、製造年月日、有効期間、品質保証期間等（以下「品質に関わる内容」という）につき偽装表示をした場合、はたして「不正競争防止法」の第5条第四号に属するのかそれとも第九条に定める状況に属するのか、これまで意見が分かれていた。

「不正競争防止法」第5条の前の三号に禁止するのはいずれも典型的なものであり、その他の商品とごんごうする「市場ごんごう行為」であるが、第四号に定めるのは「商品上に認証表記や一流表記等の品質表示を偽造又は詐称したり、生産地を偽造したり、商品の品質につき誤解を招く偽装表示をすること」であり、これは第九条に定める「事業者は広告又はその他の方法を利用して、商品の品質や製造成分、性能、用途、製造者、有効期間、生産地等に誤解を招く偽装宣伝をすること」と論理上近いものである。

上述の条項の設定には一定の混乱を引き起こすことになった。これについては次の2通りの見方がある。

- n 1つ目の見方は、第九条に定めたものは広告を通して偽装宣伝を行うことであり、第五条第四号に定めたのは商品上に偽装表示を行うことである。したがって、商品上の「品質に関わる内容」は第五条第四号の状況に該当すべきであると考えられる。
- n もう1つの見方は、第五条第四号は認証表記や一流表記を偽造又は詐称したり、生産地を偽造するという状況に適用するものであるが、第九条は広告のほか「その他の方法」についても定めており、「その他の方法」には「商品上」に偽装宣伝を行うことを含むと考えられる。

「回答」の規定から判断する限り、国家工商行政管理総局はこの問題に対する結論として、「商品上」の「品質に関わる内容」表示が事実でない場合、偽装表示に該当し、偽装宣伝ではないとし、つまり上述の1つ

不正当竞争法》第二十一条，虚假表示应依照《产品质量法》中违反产品标识的相关规定处罚，如果涉及生产日期和安全使用期并情节严重的，可“责令停止生产、销售，并处违法生产、销售产品货值金额百分之三十以下的罚款；有违法所得的，并处没收违法所得”，即，处罚金额与产品货值和违法所得相关，没有上限

可见，根据《答复》的规定，“商品上”的“质量相关内容”中有关生产日期和安全使用期的表示如果不真实，企业可能承担的法律风险骤然加大。

## 二、关于工商部门对商品“质量相关内容”的虚假表示的管辖权

律师认为，国家工商行政管理总局通过《答复》，还明确了工商部门依据《产品质量法》的管辖权。

关于产品标识，除《反不正当竞争法》之外，《产品质量法》、《消费者权益保护法》等法律也有规定。《反不正当竞争法》第二十一条和《消费者权益保护法》第五十条均规定了产品标识不符合规定的行政处罚，应依照《产品质量法》的规定进行。《产品质量法》第七十条规定，“吊销营业执照的行政处罚由工商行政管理部门决定”，其它行政处罚“由产品质量监督部门或者工商行政管理部门按照国务院规定的职权范围决定。”

《产品质量法》的上述规定不完全明确，这导致实践中工商部门与产品质量监督部门经常发生管辖权争议。产品质量监督部门根据《产品质量法》的规定，认为它是产品质量问题的当然的有权主管机关；工商部门则根据《国家工商行政管理总局职能配置内设机构和人员编制规定》（国办发〔2001〕57号）的规定，认为流通领域商品质量监督管理的职能，已从产品质量监督部门划归工商部门。

律师认为，国办发〔2001〕57号文虽然规定了工商部门有流通领域商品质量监督管理的职能，但是同时规定了国家工商行政管理总局和国家质量监督检验检疫总局在质量监督方面的职责分工：“国家工商行政管理总局负责流通领域的商品质量监督，国家质量监督检验检疫总局负责生产领域的商品质量监督。国家工商行政管理总局在实施流通领域商品质量监督中查出的属于生产环节引起的产品质量问题，移交国家质量监督检验检疫总局处理。国家工商行政管理总局不再重新组建检测检验机构。按照上述分工，两部门要密切配合，对同一问题不能重复检查、重复处理。”据此，“生产环节引起的产品质量问题”仍应由产品质量监督部门主管。

目的见方をしている。

「不正競争防止法」第二十四条によると、偽装宣伝の法律責任は「違法行為を停止し、影響を排除することを命じ、情状に応じて1万元以上20万元以下の罰金を科すことができる」とし、つまり、最高の処罰は20万元の罰金となっているが、「不正競争防止法」第二十一条によれば、偽装表示は「製造物責任法」の中の製造物の表記に関する規定を違反したとして処罰し、製造年月日や安全使用期間にも関係し、情状が著しい場合には、「製造、販売の停止を命じ、違法に製造、販売した製品の価格の30%以下の罰金を科すと同時に違法所得を没収する」とされ、処罰金額は製品の価格および違法所得と関係し、上限はない。

「回答」の規定によると、「商品上」の「品質に関わる内容」の中の製造年月日および安全使用期間の表示が真実でない場合には、企業が負担することになるであろう法的責任はたちまち大きくなると思われる。

## 二、商品の「品質に関わる内容」の偽装表示に対する工商部門の主管権について

国家工商行政管理総局は「回答」を通して、工商部門の「製造物責任法」に基づく主管権を明確にしていると筆者は考える。

製品の表記については、「不正競争防止法」のほか、「製造物責任法」、「消費者権益保護法」等の法律でも規定が設けられている。「不正競争防止法」第二十一条および「消費者権益保護法」第五十条ではいずれも製品の表記が規定に適合しない場合の行政処罰は「製造物責任法」の規定に基づき実施しなければならないと定めている。「製造物責任法」第七十条では「営業許可証を取上げる行政処罰は工商行政管理部門が決定し、その他の行政処罰は製品品質監督管理部門又は工商行政管理部門が國務院の定める職権の範囲で決定する」と定めている。

「製造物責任法」の上述の規定は完全には明確ではないため、実践の中で工商部門と製品品質監督部門との間で主管権について争議が発生することがよくある。製品品質監督部門は「製造物責任法」の規定に基づき、同部門が製品の品質問題につき権限ある主管機関であることは当然だと考えているが、工商部門は「国家工商行政管理総局職能配置内部機関および人員の編成についての規定」（国办发〔2001〕57号）の規定に基づき、流通分野の商品の品質監督管理の職能はすでに品質監督部門から工商部門へと組み入れられたと考えている。

国办发〔2001〕57号文書は工商部門には流通分野の商品の品質に対する監督管理の職能があることを定めているが、同時に国家工商行政管理総局と国家品質検査権益総局の品質監督方面での職責の分業についても次のように定められている。「国家工商行政管理総局が流通分野の商品の品質の監督管理をつかさどり、国家品質監督検査総局が生産分野の製品の品質についての監督管理をつかさどる。国家工商行政管理総局が流通分野での商品の品質についての監督管理を行う中で発見した製造段階で発生した製

律师进一步认为，结合《答复》的规定，《反不正当竞争法》第五条第（四）项规定的“伪造或者冒用认证标志、名优标志等质量标志，伪造产地”属于明显的虚假表示；而各项“质量相关内容”的表示如果不真实，究竟是属于存在主观故意的为流通而进行的虚假表示，还是属于“生产环节引起的产品质量问题”，就不太容易认定。《答复》将“质量相关内容”的表示不真实解释为虚假表示，实际上是一种扩大解释，起到了使工商部门拥有依据《产品质量法》执法的权限的效果。

### 三、 律师提示

工商部门是市场管理中最为活跃的行政部门之一，往往也是作出行政处罚最多的行政部门之一，国家工商行政管理总局的规范性文件是各地、各级工商机关执法的直接依据。律师提醒，由于《答复》加大了企业对“商品上”的“质量相关内容”中有关生产日期、有效期限、保质期的表示不真实时应承担的法律責任，企业应该特别注意严格遵守《产品质量法》等的相关规定。另外，如果遇到工商部门以“质量相关内容”的虚假表示为由对企业进行处罚，企业应当根据事实，澄清事件性质，避免受到双重处罚。此时，与工商部门的沟通交涉，显得尤为重要。

#### 备注：

请点击以下网址，查看相关法律法规的全文内容：

反不正当竞争法

<http://www.baic.gov.cn/qcs/faqui/select.asp?id=60>

关于对《反不正当竞争法》第五条第（四）项所列举的行为之外的虚假表示行为如何定性处理问题的答复

[http://www.saic.gov.cn/sjpdq/sjpd/nsjg/gpijy/ffq/t20071105\\_25471.htm](http://www.saic.gov.cn/sjpdq/sjpd/nsjg/gpijy/ffq/t20071105_25471.htm)

（里兆律师事务所 2007 年 11 月 09 日整理编写）

品の品質問題は、国家品質監督検査検疫総局に処理を預ける。国家工商行政管理総局は検査検疫機関を新たには設立しない。上述の分業に基づき、両部門は密接に協力し、同一の問題については重複検査、重複処理をしてはならない。」これにより、「製造段階で発生した製品の品質問題」はそのまま製品品質監督部門が主管するものと筆者は考える。

さらに「回答」の規定とあわせて考えると、「不正競争防止法」第五条第四号に定める「認証表記や一流表記を偽造又は詐称したり、生産地を偽造すること」は明らかに偽装表示に該当し、それぞれの「品質に関わる内容」の記述が真実でない場合には、主観的故意が存在する、流通のために行った偽装表示であるのか、それとも「製造段階で発生した製品の品質問題」に該当するのかを判断することは難しいと思われる。「回答」は「品質に関わる内容」の記述が真実ではないことを偽装表示であると解釈しており、実際には一種の拡大解釈であり、工商部門に「製造物責任法」に基づく法執行の権限をもたせる効果を発揮している。

### 三、 法的見地からのコメント

工商部門はマーケットマネジメントにおける最も活性化した行政部門の1つであり、行政処罰を最も多く手掛ける行政部門の1つでもある。国家行政管理総局の規範性文書は各地域、各レベルの工商機関の法執行の直接の根拠である。「回答」は企業の「商品上」での「品質に関わる内容」の中の製造年月日、有効期間、品質保証期間の記述が真実でない場合に負うべき法的責任を強化していることから、企業は「製造物責任法」等の関係規定を厳格に遵守するよう特別に注意しなければならない。また、もしも工商部門より「品質に関わる内容」の偽装表示を理由に企業が処罰されることになってしまったら、企業は事実に基づき、事案の性質をはっきりとさせ、二重に処罰されないようにすべきである。この場合、工商部門と意思疎通を図り交渉することがとりわけ重要である。

#### 備考：

関係する法律の全文の内容をご覧になる場合、以下のURLをクリックしてください。

「不正競争防止法」

<http://www.baic.gov.cn/qcs/faqui/select.asp?id=60>

「『不正競争防止法』第五条第四号に列挙した行為以外の偽装表示行為に対し如何に処理するかという質問への回答」

[http://www.saic.gov.cn/sjpdq/sjpd/nsjg/gpijy/ffq/t20071105\\_25471.htm](http://www.saic.gov.cn/sjpdq/sjpd/nsjg/gpijy/ffq/t20071105_25471.htm)

（里兆法律事務所が 2007 年 11 月 9 日付で作成）